

# 個人年金保険 (無選択タイプ)

5年ごと利差配当付個人年金保険(確定年金)

## レーヴⅡ ～夢追いかけて～

金融機関窓口販売専用



日本興亜生命

ご契約の前に、必ずお読みください。

### 契約者貸付制度について

一時的に資金がご入用のときは、解約返戻金額の90%(保険料払込済の場合は80%)の範囲内で貸付制度がご利用いただけます。利息は会社の定めた利率で計算いたします。

### 保険料の振替貸付制度について

保険料払込猶予期間を経過した場合、あらかじめお申出のないかぎり、解約返戻金の範囲内で当社が自動的に保険料をお立替します。

### 被保険者が死亡された場合のお取扱について

- 年金支払開始日前は、既払込保険料相当額※を死亡給付金としてその時点の配当金とともにお支払いします。
  - 年金支払開始日以後は、残存年金支払期間中の未払年金の現価をお支払いします。この場合、ご契約は消滅します。
- ※既払込保険料相当額は、割引のない普通料率での月払保険料に経過月数(保険料払込期間満了後は「12×保険料の払込年数」)を掛けて計算します。このため、実際にお払いただいた保険料の累計額とは異なります。

### 解約返戻金について

解約された場合、保険期間を通じて解約返戻金は既払込保険料相当額(前項目の※をご参照ください。)を上回ることはありません。

### 5年ごと利差配当について

- 契約者配当金は、責任準備金の運用益が会社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いします。〈5年ごと利差配当〉
- 契約者配当金は今後のお支払いを約束するものではなく、また運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。
- なお、ご契約時から長期間継続したご契約については、特別配当がありますが、現時点では確定しておらず、今後の経済情勢によってはお支払いできないこともあります。
- 配当支払方法は、次のとおりとします。
  - <年金支払開始日前>
 

年金支払開始日前の契約者配当金は会社所定の利率(利率は社会情勢などにより変動します。)で積み立てておき(5年ごと積立配当金)、年金支払開始日に基本年金額の増額のための一時払保険料に充当します。この年金支払開始日前の5年ごと積立配当金は、年金支払開始日前であれば、ご請求によりいつでも引き出すことができます。(ただし、個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合、このお取扱はできません。)
  - <年金支払開始以後>
 

年金支払開始日以後の契約者配当は、年金額を定額とする年金保険の一時払保険料に充当し、年金とともに年金受取人にお支払いします。

### 日本興亜生命「ふれあいテレホンサービス」のご案内

ご加入いただきますと、ご加入者およびそのご家族の方には介護に関連する各種相談・お取り次ぎから、生活関連相談、健康・医療相談等幅広いサービスがご利用いただけます。

金融機関を  
代理店として  
本商品にご加入される  
お客さまへ

- 本商品は生命保険であり、預金等ではありません。したがって元本保証はありません。また、預金保険制度の対象とはなりません。
- ご契約は引受保険会社である日本興亜生命とお客さまとの取引になります。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合、他の募集代理店等が取扱う場合と付帯可能な特約等が異なる場合があります。

### ご契約の前に「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

### ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。

[記載事項の例]

- お申込みの撤回等(クーリング・オフ)について
- 個人情報に関する取扱いについて(個人情報保護宣言)
- 保険金などをお支払いできない場合について
- ご契約の解約と解約返戻金について
- 保険料払込猶予期間とご契約の効力等
- 契約者配当金について

### 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客様が当社の代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、下記の総合カスタマーセンターまでご連絡ください。



## 日本興亜生命保険株式会社

〒104-8407 東京都中央区築地3-4-2  
総合カスタマーセンター TEL 0120-538-107(通話料無料)  
【受付時間】月～金 午前9時～午後6時  
土 午前9時～午後5時  
(日・祝日および12/31～1/3は除きます。)  
ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp/life/>

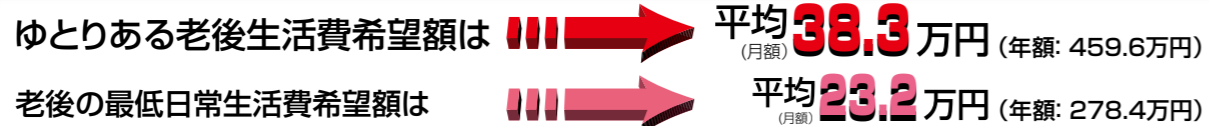
●お申し込み・お問い合わせは

実り豊かなセカンドライフへ  
今からはじめる確かなプラン

# セカンドライフを彩る確かなプランをはじめてみませんか？

## ゆとりあるセカンドライフのご準備はお済みですか？

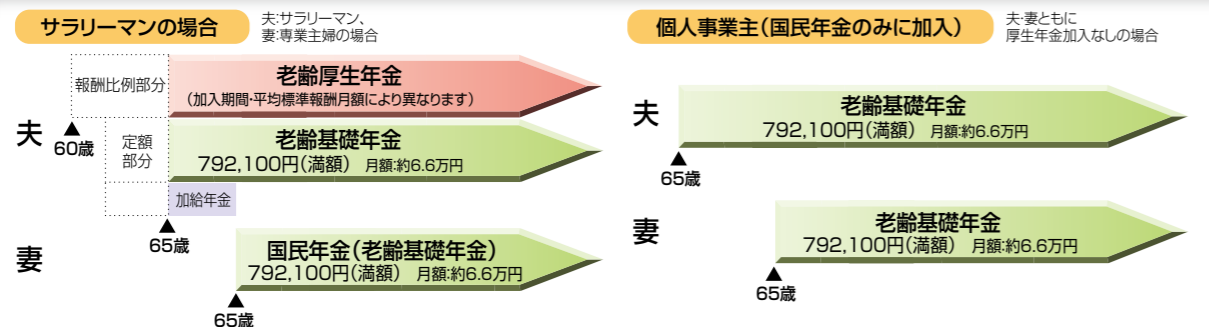
ゆとりある老後生活を送るにはいくらくらい必要でしょうか？



平成19年度「生活保障に関する調査」生命保険文化センター

### 公的年金の給付は？

(平成19年度現在施行されている法律に基づき計算しています。)



<夫:昭和38年4月2日生まれ、妻:昭和41年4月2日生まれの例>  
(夫:40年間会社勤務、妻:国民年金のみ加入、満額支給の場合)

夫が65歳～妻が65歳になるまで

年額 2,298,900円 (月額:約19.1万円)  
 【内訳】 夫の年金 老齢厚生年金 1,110,800円  
 老齢基礎年金 792,100円  
 加給年金 396,000円

妻が65歳になると

年額 2,695,000円 (月額:約22.4万円)  
 【内訳】 夫の年金 老齢厚生年金 1,110,800円  
 老齢基礎年金 792,100円  
 妻の年金 老齢基礎年金 792,100円

※総報酬制導入前の平均標準報酬月額30万円(加入期間20年)、導入後の平均標準報酬月額40万円(加入期間20年)の場合。

### 厚生年金の現状

年金支給開始年齢の引き上げが平成13年度から順次行われています。

平成13年度から定額部分の「年金支給開始年齢の引き上げ」が行われ、平成25年4月からさらに部分年金(報酬比例部分)の「年金支給開始年齢の引き上げ」が行われます。

<支給開始年齢推移表>

旧	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	生年月日(男性)	生年月日(女性)
特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金(定額部分+報酬比例部分)	昭和16年4月1日以前	昭和21年4月1日以前
老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢厚生年金	老齢厚生年金	昭和16年4月2日～昭和18年4月1日生まれ	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日生まれ
老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢基礎年金	昭和18年4月2日～昭和20年4月1日生まれ	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日生まれ
部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	昭和20年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日生まれ
部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	昭和22年4月2日～昭和24年4月1日生まれ	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日生まれ
部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	昭和24年4月2日～昭和28年4月1日生まれ	昭和29年4月2日～昭和33年4月1日生まれ
部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ	昭和33年4月2日～昭和35年4月1日生まれ
部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日生まれ
部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日生まれ
部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	部分年金(報酬比例部分)	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日生まれ
最終的な姿							昭和36年4月2日以降	昭和41年4月2日以降

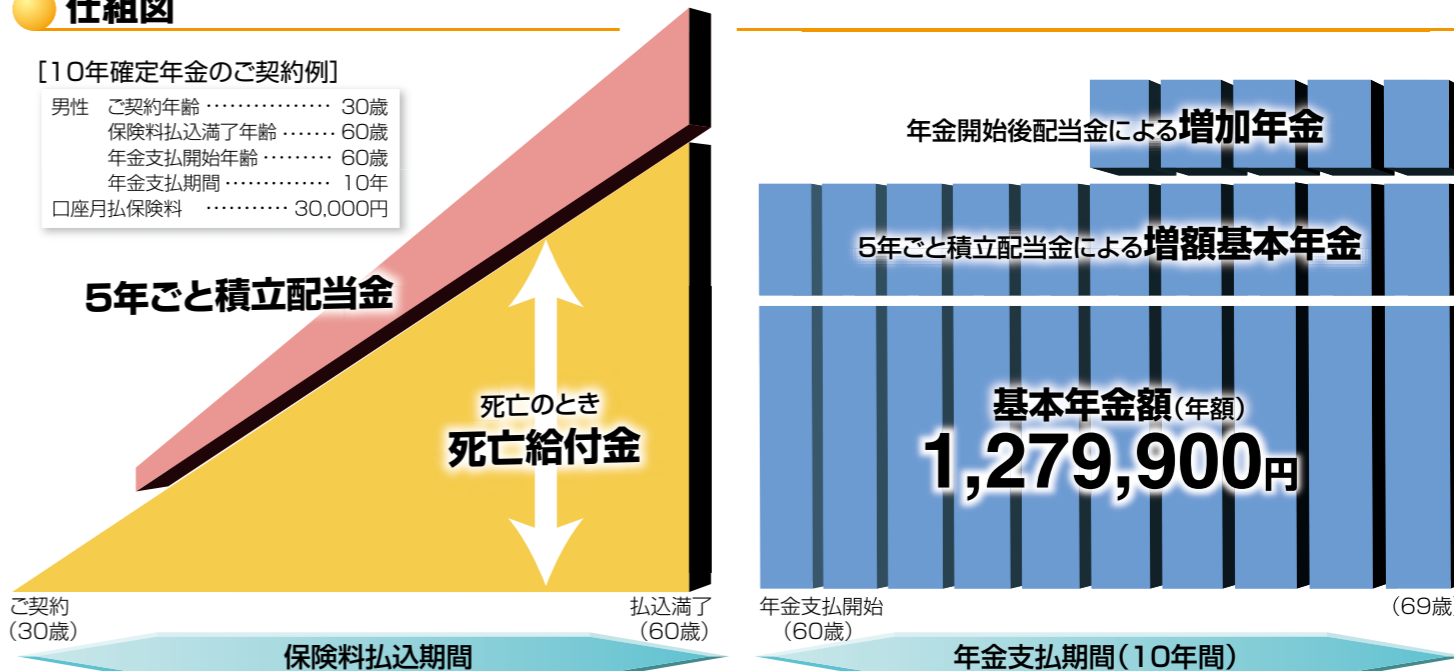
ますます自助努力が必要な時代になっています。

## 日本興亜生命の 個人年金保険 (無選択タイプ)

### 仕組図

[10年確定年金のご契約例]

男性 ご契約年齢 …………… 30歳  
 保険料払込満了年齢 ……… 60歳  
 年金支払開始年齢 …………… 60歳  
 年金支払期間 …………… 10年  
 口座月払保険料 …………… 30,000円



※増額基本年金:年金支払開始日前の運用利回りが、予定の利回りをこえた場合に、5年ごとにお支払いする契約者配当金を年金支払開始日まで積み立て、増額基本年金としてお支払いいたします。  
 ※増加年金:年金支払開始日後の運用利回りが、予定の利回りをこえた場合に、5年ごとにお支払いする契約者配当金を増加年金としてお支払いいたします。5年確定年金には増加年金はありません。  
 ※契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績等によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

### 特長

- 1 一定期間年金が受け取れます。  
一定期間、年金がお受け取りいただけます。年金支払期間は5年・10年・15年のいずれかをお選びいただけます。また、上記以外に10年保証期間付終身年金があります。
- 2 年金受取額を重視した設計です。  
年金支払開始日前の死亡保障の額をおさえ、年金受取額を重視した設計ですので、セカンドライフをより豊かでゆとりあるものにできます。
- 3 告知や診査は一切不要です。  
ただし、告知のある商品と異なり、所定の高度障害状態に該当したときなどに保険料の払込が免除となるお取扱いはありません。
- 4 個人年金保険料控除が受けられます。(10年確定年金の場合)  
「個人年金保険料税制適格特約」を付加することで、払い込んだ保険料は一般の生命保険料控除とは別枠で、所得税で最高50,000円、住民税で最高35,000円までの個人年金保険料控除が受けられます。(平成22年1月現在)  
※「個人年金保険料税制適格特約」を付加する場合の要件は、下記をご覧ください。

### 保障の内容

年金・給付金をお支払いする場合	お支払いする年金・給付金
被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	基本年金額*
被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	年金支払期間中の未払年金の現価
被保険者が年金支払開始日前に死亡したとき	死亡給付金

※ご希望により、年金支払開始日以後、年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、将来の年金のお支払いにかえて、残余年金支払期間の年金現価相当額を、一括してお支払いすることもできます。この場合、ご契約は消滅します。

[上記ご契約例の給付金額・解約返戻金額]

	死亡給付金額	解約返戻金額	返戻率
1年後(31歳時)	約36.5万円	141,941円	39.4%
3年後(33歳時)	約109.6万円	819,648円	75.8%
5年後(35歳時)	約182.7万円	1,518,601円	84.3%
7年後(37歳時)	約255.8万円	2,239,569円	88.8%
10年後(40歳時)	約365.5万円	3,363,449円	93.4%
15年後(45歳時)	約548.2万円	5,262,693円	97.4%
20年後(50歳時)	約731.0万円	7,310,789円	101.5%
25年後(55歳時)	約913.8万円	9,138,486円	101.5%
30年後(60歳時)	約1,096.5万円	10,966,183円	101.5%

※死亡給付金額・解約返戻金額は経過月数等により異なります。上記金額は各年度末の金額を表示しています。  
 ※解約すると、以降の保障はなくなります。

### 個人年金保険料控除について

個人年金保険料税制適格特約を付加しますと、個人年金保険料控除が受けられますので、所得税や住民税が軽減されます。

(ご注意) 個人年金保険料税制適格特約をお付けになるにはつぎの要件のすべてを満たすことが必要です。  
 ○年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること ○年金受取人は被保険者と同一の方であること ○保険料払込期間は10年以上であること  
 ○年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢は60歳以上で、かつ、年金支払期間は10年以上であること(年金の種類が終身年金の場合、年金支払開始日における被保険者の年齢について制限はありません。)  
 ※個人年金保険料控除については、平成22年1月現在の税制にもとづき説明しております。将来、変更となる場合があります。